

# 令和3年度

## 第3回加東市農業委員会総会（定例会）議事録

1. 開催日時 令和3年5月21日（金）午後3時00分～午後5時00分
2. 開催場所 加東市役所3階301・302会議室
3. 出席職員 事務局長 鈴木 敏久 事務局次長 藤本 弘子  
主査 松岡 玲平
4. 出席委員 1)井上 弘           2)柴崎 彰孝           3)國井 久明           4)大橋 徹  
5)谷口 高史           6)長谷川 均           7)内藤 秀幸           8)南 和夫  
9)太田 隆之           10)森本 善明           11)山本 昭雄           12)岩崎 一彦  
13)臼井 正           14)中山 喜作           15)岸本 光
5. 議事録署名委員 7)内藤 秀幸           8)南 和夫
6. 現地確認 4)大橋 徹           6)長谷川 均
7. 会議に附したる議案等
  - 1) 開 会
  - 2) 会長挨拶
  - 3) 議事録署名委員の指名
  - 4) 議 事
    - <議案>

第10号議案	農地法第3条の規定による許可について	9件
第11号議案	農地法第4条の規定による許可について	2件
第12号議案	農地法第5条の規定による許可について	4件
第13号議案	非農地証明願いの承認について	7件
第14号議案	農地法施行規則第29条(200㎡未満)の規定による確認について	1件
第15号議案	農業経営改善計画に関する意見について	1件
第16号議案	農用地利用集積計画の決定について	39件

    - <追加議案>

第17号議案	押印手続きの見直しのための関係規則の整備に関する規則制定の件	
第18号議案	押印手続きの見直しのための関係要綱の整備に関する要綱制定の件	
第19号議案	加東市農業委員会農地法施行細則を廃止する告示制定の件	

    - <報告>

報告第4号	市街化区域内の農地法第4条の届出について	1件
報告第5号	市街化区域内の農地法第5条の届出について	1件
報告第6号	農地の貸借の合意解約通知について	6件
報告第7号	公共事業等による農地の転用について	1件
  - 5) その他
  - 6) 閉 会

局 長	<p>ただいまから、令和3年度第3回加東市農業委員会総会5月定例会を開催いたします。</p> <p>本日の出席委員は15名全員出席ですので、加東市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりこの会議が成立しましたことをご報告いたします。</p> <p>本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、農地利用最適化推進委員の出席を見送らせていただいております。また状況が許せば、参加していただくようにしていきたいと思っております。</p> <p>それから申し訳ありません、追加議案がございます。机の上に置いております次第の、第17号、第18号、第19号が規則改正関係の追加になりますので、こちらをご使用していただきたいと思っております。そのほか、追加資料や開催日程の表をお渡ししていますので、後ほど説明をさせていただきます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして國井会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>～國井会長あいさつ～</p>
局 長	<p>議事に入る前に、谷口委員の農業委員任命書を、市長の代理で会長よりお渡ししていただきたいと思っております。</p>
会 長	<p>～任命書交付～</p>
議 長	<p>ただいまから、令和3年度第3回5月定例会を開催いたします。</p> <p>本日、現地調査をしていただきました、大橋委員さん、長谷川委員さん、本当にありがとうございます。のちほど報告をよろしく願いいたします。</p> <p>本日の議事録署名委員に7番の内藤委員さんと、8番の南委員さんを指名しますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>第10号議案「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。事務局から議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～第10号議案を朗読～</p>
議 長	<p>続きまして、内容説明をお願いします。</p>
事務局	<p>案件ごとに簡単に事情をご説明させていただきます。</p> <p>番号1、3、8は、譲受人が農地を買われる分と借りられる分についてですが、まず資料P1に位置図をつけております。</p> <p>申請地は、譲受人が口約束で耕作をされていた農地で、譲渡人の申出により、一部については買い取ってほしい、借り受けをしてほしいということで、今回正式に契約をされるということで申請が出ております。譲受人</p>

の耕作面積が0㎡となっていますが、番号1、3、8の3件を合わせて許可になりますと、3,954㎡になりまして許可の下限面積である3,000㎡を超えるということになります。譲受人は、現在も適正に耕作されており、必要な農業機械類も備えておられます。

番号2、資料P2に申請地と譲受人の耕作地位置図をつけております。

譲渡人は高齢で農業後継者も無いため、農地を手放すことを検討されていたところ、申請地のそばに住む譲受人が購入する話がまとまったので許可申請されました。なお、申請地は別の方が利用権を設定されていましたが、今回の申請にあたって合意解約をされました。

譲受人は現在も適正に耕作されており、必要な農業機械類も備えておられます。

番号4と5は譲渡人が同一の方ですので、併せてご説明させていただきます。資料のP3～P5に番号4の位置図、P6～P8に番号5の位置図をつけております。

譲渡人は高齢で農業後継者も無いため、農地を手放すことを検討され、地元の農家である2の方が購入する話がまとまったので許可申請されました。こちらも利用権設定をされていましたが、売買にあたって合意解約をされています。2人の譲受人は、いずれも適正に農地を耕作されており、必要な農業機械類も備えておられます。

番号6、資料P9に申請地の位置図、P10～P11に譲受人の耕作地位置図をつけております。

譲渡人は申請地を相続されましたが多忙で耕作できず、放棄地となってしまう売却を検討されていたところ、譲受人が購入する話がまとまり、許可申請をされました。なお、譲受人は〇〇や〇〇で耕作をされていますが、〇〇では初めて農地を取得されるということで、営農計画書を提出されましたので、今回参考の追加資料として写しを配付しております。

こちらは、新規就農される場合や、他所の地域で初めて農業される場合等に、どのように耕作される予定かを地元の方と話し合ってくださいと意味で計画書を出していただきまして、何を作付けする予定であるとか地域の色々な共同作業や負担について地域の指導に従いますといったことが書いてあります。こちらにつきましましては、許可後には地区の農会長さんにこの写しを送付させていただきまして、こういった形で新たに地区内の農地を取得されましたということをお知らせさせていただいております。

譲受人は、現在、適正に農地を耕作されており、必要な農業機械類も備えておられます。

番号7、資料P12～P13に申請地と譲受人の耕作地の位置図をつけております。

こちらの方も、譲り受けをされる農地について、実は口約束で長年耕作をしていましたということで、今回、申請地を相続された方から耕作に来

るのが遠方のため来られないので買い取っていただきたいという話があって、7番については買い取られることになったようです。合わせて9番のほうも同じ方ですのでご説明させていただきます。9番のほうも、譲渡人が譲受人の義理の弟さんということで、遠方ですので耕作に来るのが難しくなってきたのでお願いしたいということで、こちらのほうは借受けて耕作されるということで申請が同時にあがってきております。なお、この申請にあたりまして、譲受人のご自宅の周辺にある農地が一部非農地化しているということが分かりましたので、併せて今回非農地申請も同時に申請されています。

先ほどから3条の農地としての売買の許可について、資料のほうに譲受人の耕作地の位置図がたくさんついていますが、許可にあたりましては売買される農地だけではなくて、買われる方が、今現在自分が持っている、もしくは自分が借りて耕作している農地をきちんと耕作されているかどうかということが許可の要件になります。自分が持っている農地を適正に管理できていなかったり、耕作放棄地になっていたり、無断転用しているというようなことがあると、新たに買う資格がないといった形で、事務局のほうで申請が出た時点で譲受人の方の耕作地を全筆確認させていただきまして、もし今回の〇〇のように非農地化しているとか転用されているところがあった場合は、併せて適正な手続きを取っていただくように指導をさせていただいております。

〇〇のほうは、今回、非農地化した部分は非農地申請をされまして、その他の分については適正に耕作されております。必要な農業機械類も備えておられます。

以上9件の申請につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。

以上で、第10号議案の説明とさせていただきます。

議 長 内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見ございませんか。

各委員 ～意見なし～

議 長 意見がないようですので、採決いたします。  
第10号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員 ～全員挙手～

議 長 はい、ありがとうございます。全員挙手にて第10号議案については、原案のとおり許可することとします。

続きまして、第11号議案「農地法第4条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局	～第 11 号議案を朗読～
議 長	この件に関しましては、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員さん、報告をよろしく願いいたします。
現地調査委員	<p>農地法第 4 条の現地調査の結果を報告します。</p> <p>第 11 号議案、番号 1 の〇〇は、〇〇の西約 120m にあり、現場は進入路でありました。</p> <p>続きまして、番号 2 の〇〇は、〇〇から南約 220m にあり、現場は田でありました。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議 長	はい、ありがとうございました。続いて、内容説明をお願いします。
事務局	<p>番号 1、資料 P14 に申請地位置図、P15 に土地利用計画図をつけております。土地利用計画図の車が入っていく部分が進入路になっていまして、その他の部分は現在も田となっております。</p> <p>申請地は、申請人の実家の住宅の前にある田の一部で、平成 26 年に相続されましたが、平成 11 年頃から既に進入路としてお父様が使っておられたということで、始末書を付けて申請されています。まだ分筆ができていないのですが、今後、分筆して地目も変えたいということで、今回は分筆測量図を付けて申請をされています。</p> <p>申請地につきましては、令和 3 年 3 月に農業振興地域の農用地から除外されており、東播用水の決済金は支払い済みです。</p> <p>番号 2、資料 P16 に申請地位置図、P17 に土地利用計画図をつけております。</p> <p>申請地は、申請人の自宅に隣接しておりまして、家族の車が増えて駐車スペースが足りなくなったので、自己所有の農地の一部を転用したいということで申請をされています。申請地は令和 3 年 3 月に農業振興地域の農用地から除外されており、加古川西部土地改良区の決済金は支払い済みです。</p> <p>以上 2 件の転用申請につきましては、農地法第 4 条第 6 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。</p> <p>以上で、第 11 号議案の説明とさせていただきます。</p>
議 長	内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。
各委員	～意見なし～

議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第 11 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、ありがとうございました。全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。 続きまして、第 12 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第 12 号議案を朗読～
議 長	この件に関しましても、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員さん、報告をよろしくお願ひいたします。
現地調査委員	農地法第 5 条の現地調査の結果を報告します。 第 12 号議案、番号 1 の〇〇は、〇〇の南約 80m にあり、現場は畑でありました。 続きまして、番号 2 の〇〇は、〇〇の南東約 160m にあり、現場は畑でありました。 続きまして、番号 3 の〇〇は、〇〇の北東約 130m にあり、現場は原野でありました。 続きまして、番号 4 の〇〇は、〇〇の南約 80m にあり、現場は田でありました。  以上、報告を終わります。
議 長	はい、ありがとうございました。続いて、内容説明をお願いします。
事務局	番号 1、資料 P18 に申請地位置図、P19 に土地利用計画図をつけております。 申請人は、息子さん夫婦が戻ってくるとなると、今住んでおられる母屋を息子さん夫婦に譲り、自分たち夫婦は、今回譲り受ける農地に住居と車庫、物置を建てて、そこに住むようにしたいということで申請をされています。申請地は、農業振興地域の農用地外で、第 2 種農地に該当し、東播用水の決済金は発生しています。  番号 2、資料 P20 に申請地位置図、P21 に土地利用計画図をつけております。 申請人は 3 月に結婚されたのを機会に、地元に戻るため、実家のそばの

おじいさまの名義の農地を譲り受けて分家住宅を建てたいということで転用の申請をされています。P21 の図面の上のところに実家が建っておりまして、その前の畑がおじいさまの名義で、そこにお孫さんが家を建てるという計画を立てておられます。申請地は農業振興地域の農用地外で、集落内の第3種農地に該当し、東播用水の決済金は支払い済みです。

番号3、資料P22に申請地位置図、P23に土地利用計画図をつけております。

〇〇沿いの〇〇というお店の向かいくらいにあるのですが、道路沿いに街路樹のようなものを植えておられますので、その向こうに農地があるというのが少し分かりにくい位置ではありますが、長年、耕作放棄地になっておりました。

譲受人の会社のほうが、主に〇〇から中古の電線や配電盤、鋼材などを仕入れて解体、仕分けして、リサイクル品としてまた販売したり、輸出したりといった事業を行っておられまして、〇〇発電所などから回収した資材を中間の位置で保管する資材置場を探しておられましたが、譲渡人の方が相続した農地を耕作できないので売却を検討しておられたところ、〇〇で適当な場所であるということで、譲受人の方と売買の話がまとまりまして、今回申請をされています。この農地につきましては、農業振興地域の農用地外で、第2種農地に該当し、東播用水と嬉野ポンプ組合の決済金は支払い済みです。

番号4、資料P24に申請地位置図、P25に土地利用計画図をつけております。

申請人は地元で電気工事業を行っておられる法人さんで、最近受注が増えて車両や資材の置場が不足しているので、会社に隣接する会社役員の方の所有の農地の一部を転用して、資材置場にしたいという申請です。

申請地は、3月に農業振興地域の農用地から除外が決まりまして、東播用水の決済金は支払い済みです。

以上4件の転用申請につきましては、農地法第5条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。

以上で、第12号議案の説明とさせていただきます。

議長 内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

各委員 ～意見なし～

議長 意見がないようですので、採決いたします。

第12号議案「農地法第5条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員	～全員挙手～
議 長	はい、ありがとうございました。全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。 続きまして、第 13 号議案「非農地証明願いの承認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第 13 号議案を朗読～
議 長	この件に関しましても、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員さん、報告をよろしく願いいたします。
現地調査委員	非農地証明願いの現地調査の結果を報告します。 第 13 号議案、番号 1 の〇〇は、〇〇の北西約 120m にあり、現場は原野でありました。 続きまして、番号 2 の〇〇は、〇〇から南約 280m にあり、現場は山林でありました。 続きまして、番号 3 の〇〇は、〇〇の西約 150m にあり、現場は宅地でありました。 続きまして、番号 4 の〇〇は、〇〇の南約 200m にあり、現場は宅地でありました。 続きまして、番号 5 の〇〇は、〇〇の北約 120m にあり、現場は進入路でありました。 続きまして、番号 6 の〇〇は、〇〇の北東約 150m にあり、現場は宅地でありました。 続きまして、番号 7 の〇〇は、〇〇の東約 140m にあり、現場は山林でありました。  以上、報告を終わります。
議 長	はい、ありがとうございました。続いて、内容説明をお願いします。
事務局	非農地証明願いといいますのは、先ほどの農地法第 4 条とか 5 条とかの転用の許可申請とは違いまして、もうすでに農地の状態でなくなってから 20 年以上経っているというもので、原因が特に悪意がなく、農地法を知らずに埋めてしまったとか、あるいはいつの間にか宅地の一部になっていたとか、耕作しないでおかれていたものが周りの山に侵食されて、木が生えて山になってしまっただけで農地にはとても戻せないといったものについて、もうこれは農地ではありませんという証明を、農業委員会ですするという形になります。その証明があれば、登記の地目を法務局のほうで農地から宅地や山林に変えることができます。 家を建て替えられるとか、もしくはもう住まれなくなった家売ろうと

したときに底地が農地であるということが分かって、農地のままでは転売できないということで、だいぶ昔から家が建っているのですがどうかそういったことで申請されてくるものが多いのですが、最近増えているのは、山林化した分です。山沿いの小さな畑が、昔おじいさんやおばあさんは畑をしていたけど、いつの間にか山と見分けがつかなくなっているといったところが最近増えてきております。

では、個別に事情を簡単に説明させていただきます。

番号1、資料P26に位置図、P27に現況写真をつけております。

申請地は、〇〇の〇〇付近にありまして、周りが山林ですので段々と同一化して原野化しております。昨年11月に農業委員会で農地パトロールというのを行ったのですが、農地パトロールというのは年に2回ほど各委員さんで分担の地区を回っていただいて、こういった非農地化した農地とか、あるいは耕作放棄地や無断転用地がないか調査していただくというのをやっているのですが、その秋に行なった農地パトロールで、ここは農地には戻せないだろうということで、農業委員会から山林として認定しますということで通知を送らせていただきました。その通知を受けまして、本人さんから地目と現況を合わせるために非農地証明を申請されました。他にもたくさんお出しした方はあるのですが、ちゃんと畑に戻しますといった方ですとか、畑が実際に山林になっていても自分は困らないのでといったことで、こちらから通知を送っても全く何の反応もないといった方も中にはいらっしゃいます。ただ、農地のままですと農業委員会としては指導しなければいけないといったことがありますので、農地に戻すことが不可能な山林化した分については、こうして非農地のお知らせをさせていただいています。

番号2、資料P28に位置図、P29に現況写真をつけております。

申請地は、〇〇の〇〇の裏の交差点からずっと坂を下って行ったあたりにあるのですが、こちらも山林化しております、同じように今年の農地パトロールで非農地判定させていただきまして、それによって、非農地証明を申請されています。

番号3、資料P30に位置図、P31に現況写真をつけております。

申請地には、昭和40年頃に申請人のお父様がまず納屋を建てられて、その後、昭和50年頃には住宅も建てられたということで、相続された申請人の方は、地区の農会長さんから底地が農地になっているのではないかとご連絡を受けられて、初めて農地だということを知られまして、地目と現況を合わせるために非農地証明を申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、東播用水の受益地外となっております。

番号4、資料P32に位置図、P33に現況写真をつけております。

申請地は、昭和45年頃に隣に母屋を建てた際に、庭にあった植木を、家を建てるのに邪魔なので一旦畑のところに移植されたのですが、家が建

った後も移植したままになったので、結局庭木が育って、庭のようになってしまったということで、地目と現況を合わせるために非農地申請をされています。申請地は農業振興地域の農用地外で、東播用水の決済金は発生しています。

番号5、資料P34に位置図、P35に現況写真をつけております。

申請地は、昭和40年頃から自宅への進入路として農地の一部を利用してこられていまして、相続された申請人さんが、地目が農地であるということが分かったということで、非農地の申請をされています。申請地は農業振興地域の農用地外で、東播用水の受益地外です。

番号6、資料P36に位置図、P37に現況写真をつけております。

こちらは先ほど農地法第3条で農地を買われたり借りられたりした〇〇のご自宅の周辺なのですが、昭和60年頃に自宅を増築されまして、その際に、宅地の敷地いっぱい家が建ったので、自宅への出入り口や駐車スペースとして、家の隣にあった農地部分を使うようになってしまって、そのまま非農地化してしまったということです。今回の農地を購入される申請にあたって、こちらのほうで所有の農地をチェックさせていただいたところ、そういった状況が分かりましたので、今回申請をされています。まだ分筆ができていないのですが、将来、分筆してこの部分の地目を変更されるご予定です。

番号7、資料P38に位置図、P39に現況写真をつけております。

申請地は、山に囲まれておりまして、平成11年頃には山林化していたということで、相続された申請人がこちらは農地であるという認識はなかったとのことで、元に戻せる状況ではないということで、非農地の申請をされておりまして、農業振興地域の農用地外で、東播用水の受益地外となっております。

これら7件の申請地については、農地法第2条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。

以上で、第13号議案の説明とさせていただきます。

議 長

内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

各委員

～意見なし～

議 長

意見がないようですので、採決いたします。

第13号議案「非農地証明願いの承認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員

～全員挙手～

議 長	<p>はい、ありがとうございました。全員挙手にて第 13 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、第 14 号議案「農地法施行規則第 29 条の規定による確認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～第 14 号議案を朗読～</p>
議 長	<p>この件に関しましても、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員さん、報告をよろしく願いいたします。</p>
現地調査委員	<p>農地法施行規則第 29 条の現地調査の結果を報告します。</p> <p>第 14 号議案、番号 1 の〇〇は、〇〇の南西約 200m にあり、現場は農業用倉庫でありました。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。続いて、内容説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 1、資料 P34 に申請地位置図をつけています。既に農業用倉庫が建ってしまっていて、現況写真を資料につけるのが漏れていましたので、今日、机の上のほうにお配りをさせていただきます。</p> <p>申請地につきましては、昭和 45 年頃に、亡くなられたお父様が農業用倉庫を建てられていたということで、土地を相続された申請人の方が、農業用倉庫として使っていて、今後も農業用倉庫として使用するので届出をしますということです。ただ、建てる前に届出をされていなかったということで、始末書を付けて出されております。</p> <p>こちらの施行規則第 29 条といいますのが、敷地が 200 m<sup>2</sup>未満で、建てるのが自分の土地に農業用の施設、一番多いのが農業用倉庫ですとか、農業用の苗置場のための作業スペースですとか、そういったものにされる方もあります。目的が農業用の施設で、自分の所有地で、敷地が 200 m<sup>2</sup>未満であれば、転用の許可は取る必要はないということになっています。転用の許可というのは、先ほど出ていました農地法第 4 条とか 5 条とかいったものでして、許可自体は農業委員会から県知事のほうへ書類を送りまして、知事から許可をされます。この 200 m<sup>2</sup>未満の農業用倉庫だったら許可はいらないのですが、農業委員会のほうで、どこで誰が農地を潰して農業用倉庫を建てておられるかということ把握しておかないと、実際にそれが農業用施設なのか、面積が本当に 200 m<sup>2</sup>未満なのか、というのが確認できないので、農業委員会の決まりで、200 m<sup>2</sup>未満の場合は届出を農業委員会に提出することとしています。許可を取るより簡単な届出なのですが、一応、建てる前にこういった届出をしてくださいということでお願いをしております。</p> <p>今回の〇〇につきましては、かなり昔ですが、こういった形でお父さ</p>

んが建てておられて、どうやら何の届出もしていないということなので、わたしのほうで出しますということで相続された方が申請を出されております。

この転用につきましては、面積も 200 m<sup>2</sup>未満の農業用倉庫ですので、承認の要件を満たすものと考えております。

以上で、第 14 号議案の説明とさせていただきます。

議 長

内容説明は終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はございませんか。

各委員

～意見なし～

議 長

意見がないようですので、採決いたします。

第 14 号議案「農地法施行規則第 29 条の規定による確認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員

～全員挙手～

議 長

はい、ありがとうございました。全員挙手にて第 14 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。続きまして、第 15 号議案「農業経営改善計画に関する意見について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局

～第 15 号議案を朗読～

議 長

続きまして、内容の説明をお願いいたします。

農政課

この度、認定新規就農者ということで、就農から 5 年間認定新規就農者の認定を受けてこられた〇〇が、その認定期間がこの 3 月で終わられて、次に認定農業者ということで、年間で 450 万円の農業所得を目指す計画を立てて認定を受けたいということで、農業経営改善計画の認定の申請をされました。従いまして、その内容を確認しましたところ、妥当ではないかということで、この度、農業委員会のほうに意見を求めているということでございます。

P7、申請人ということで〇〇です。農業改善計画の認定ということにつきましては、今回、新規となっております。

それでは、申請書の詳しい説明をさせていただきたいと思っております。

P8、住所は〇〇で、〇〇です。生年月日は記載の通りで、現在 45 歳です。農業経営改善計画の内容ですが、①農業経営体の営農活動の現状及び目標を記載しております。営農類型としましては、果樹類となっております。5 年後、令和 7 年にもそのまま果樹類を生産されるということです。果樹類といいますのが、モモを生産されておられるということです。(2)農業経営の現状及びその改善に関する目標となっております。

年間の所得ですが、現状(令和2年)としまして、147万円になっております。5年後の目標としましては、468万円を目指すということです。年間労働時間のほうが、現状で1800時間働いておられますが、5年後も1800時間を継続したいということです。主たる従事者の人数としましては、1人となっております。

P9、②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標です。(1)生産のところですが、モモということで、(全体)と書いておりますのが、モモ園の作付けの面積で、80aとなっております。こちらは5年後も80aです。ただ、生産量のほうが、5,643kgが現状値でございますが、目標数値を15,900kgということで目指されるということです。こちら詳しい内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。モモの加工品が現状88万円とありますが、5年後の目標としましては、0円となっております。農地の借入地の状況ですが、〇〇のほうで80aを農地として所有されており、そこで生産をされています。

P10、③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置でございます。現状としましては、バクテリア等の病気、台風や長雨等の自然災害のために木の枯れ・伐採が生じております。成木数が少なくなったことで、収穫量の確保が難しいという状況がございます。ただ、バクテリア対策として、排水の強化、堆肥などの有機物の投入による土づくりをこの5年間ほど継続して行われております。また、災害に強い若木中心の園作りを目指しておられまして、毎年計画的に木の定植を行っておられます。これに対しまして目標・措置ですけれども、木の枯れが減少するなど、一定の成果は出てきているということで、土づくりや定植を継続していくという目標でございます。また、これまで定植してきた苗木が4年を経過するというので、今後は収穫ができる成木数が増加しまして、大幅に収穫量の増加が見込める状況でございます。目標・措置につきましては、収穫量の増により、適期に作業ができずに秀品率が低下する恐れがあるということで、必要な人員を確保し、摘果、袋掛け、収穫などの作業効率を向上することで、過去3か年の平均の秀品率を目指すということです。また、収穫量の増によりまして、防除に係る身体的負荷の増と作業効率の悪化が懸念されるため、スピードスプレーヤーの導入をして作業の効率化を図るということです。

次に、④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置でございます。現状としましては、農業所得を増やすために経費の削減が必要であるという状況がございます。それに対しまして目標・措置ということで、農薬や肥料等の資材は、毎年価格を調べて、最安値で入手できるようにしていくということです。人件費削減のためにパートひとりひとりの技術向上を目指し、各種補助制度や制度資金の活用を予定しておられますので、それによって、農業経営の改善を図っていくということです。

次に、⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置でございます。こちらにつきましては、現状は、決まった休みがなく、そして今後の収穫量を見据えて、人員の確保と摘果等の技術向上が必要であります。また、妻に専従者としての給与支払いができていないというような状況

がございます。これに対しまして、目標・措置として、休日制を導入し、それから、一定の人員を確保し、作業技術の向上により作業効率をアップさせていくということで、継続的に働ける魅力的な労働条件を整備していきたいということです。また、農業所得を増やして、令和7年までに妻へ専従者給与を支払えるようにしていきたいということで目標を立てておられます。参考としまして、経営の構成のほうを記載しております。〇〇様本人と、〇〇様が奥様でございます。雇用者のところですが、収穫量が増えますので、多少年間の臨時雇用の人数を増やしておられます。

P11、現状の農業用機械と5年後の目標でございます。先ほど記載がありました通り、スピードスプレーヤーを1台増加するという目標を立てておられます。

P12、収支計画になっております。一番上のところが農業収入になっておりまして、まず、モモ(全体)です。成木数を参考数値としてあげております。成木数というのが、モモの収穫ができる木の本数と考えていただきたらと思います。そちらのほうは、令和2年で115本でありましたが、今まで5年間定植をされていた関係で、どんどん成木数が増加していくことが見込めるという状態でございます。5年目につきましては、267本の成木になるということで、こちらの成木数に対しまして、次は定植本数とありますが、こちらは毎年定植をされておりまして、新たに木を植えておられる本数になります。それによりまして、成木数が増加してきています。成木になりますのが、大体定植から4年目から収穫ができていくとのことですので、そういった関係で段々成木数が増えているということです。それに対しまして、袋数を成木数に対して計算されてグループを分けておられます。次に、経営規模でございますが、80aをそのまま継続いたします。その中で成木が増えてきますので、10a当りの生産量が増えていくということです。そしてそれに伴いまして、生産量が上がっていくということでして、現状5,643kgが15,900kgに増加するということです。成木になりましてから、1年目、2年目、3年目ということで段々と収穫量が増加していっていますので、それも勘案した数字ということで積算されております。それに対しまして、モモ(秀品)、モモ(B品)、モモ(ジャム用)、加工ということですが、生産量がどれくらいのパーセンテージで、秀品になるのか、B品になるのか、ジャム用として利用するのか、加工用として利用するのか、という形でパーセンテージを書いておられます。秀品につきましては、当然単価も高くなっておりますので、秀品率が令和2年は18%になっておりますが、令和3年から23%の目標になっております。令和2年が悪くて、過去3年の平均で23%という設定をされております。B品とジャム用もほぼ同じような考え方で、適切なパーセンテージを設定されておることです。下のほうが農業経営費でございます。過去の実績を勘案しまして、これから収穫量が増えていきますので、多少、原材料費も増えたりしているということを積算されまして、それぞれ原材料費等の増を入力されておるとい状況でございます。一番下段が農業所得でございます。5

年目に 467 万 6 千円ということで計画を立てられております。モモの生産のほうは、定植につきましても積極的にされておられまして、是非モモ園を活性していただきたいと思っておりますので、こちらの計画で頑張りたいいただきたいということで、認定をしていきたいと考えております。説明は以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。

会 長 場所はどのあたりなのか。

農政課 モモ園ですか。フレンチレストランがあるところをちょっと山の方へ上がっていったところですか。

議 長 何か他にございませんか。

各委員 ～意見なし～

議 長 意見がないようですので、採決いたします。  
第 15 号議案「農業経営改善計画に関する意見について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員 ～全員挙手～

議 長 はい、ありがとうございます。全員挙手にて第 15 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。  
続きまして、第 16 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ～第 16 号議案を朗読～

議 長 続きまして、内容の説明をお願いいたします。

事務局 P15 のほうから利用権設定の明細が載っております。番号 1 から P16 の番号 6 までが、賃貸借権の新規設定となっております。続いて、番号 7 から P18 の番号 20 までが、賃貸借権の更新の申請です。番号 21 から 23 までが、使用貸借権とあって、無償の貸し借りで、こちらの新規設定となっております。P19 の番号 24 から P20 の番号 38 までが、使用貸借権の更新です。最後の P21 の番号 39 は、農地中間管理機構に指定されている公益社団法人ひょうご農林機構が、利用権設定する側の持ち主の〇〇から借り上げまして、〇〇に 10 年の期間で貸し付けるという形になっております。

この利用権設定ですが、農業委員さんもよく利用されているかと思

ますが、申請される方からこの利用権で契約したいという申請がありましたら、まず農政課で受付を行っております。先ほど1番初めにありました農地法第3条というもので、賃貸借の設定ですとか、使用賃貸借の設定ということもできますが、この利用権設定のほうが、手続きが簡単です。また、一番大きなメリットとして、農地法の場合の貸し借りは、原則、例えば5年の契約をしていてもそのまま何も言わないと自動更新という規定がありますが、利用権設定の場合ですと、期間5年と決めておけば、何も言わないで放っておくと自動で切れるという形になります。更新するときには、改めてもう一度、この今回出されている方々のように更新しますという申請を出さないと、権利が消滅してしまうということになっております。以前は農地法でしか貸し借りはできなかったのですが、農地法で貸し借りをすると、よく年配の方が、一旦貸したら返してもらえないのではないかとか、最終的には農地を小作人の方に取られてしまうのではないかとといったようなことをおっしゃいます。解約しようと思ったら、解約の離作補償でお金を取られるとか、お金の代わりに農地を一部取られるとかといった心配をされる方がありまして、実際はあまりそういうことは今はありませんが、そういったことが昔にはあったようです。そういう心配なく貸し借りができるように、期間がくれば終了して、終了前には市役所から、終了しますけど更新しますかといったご案内もいきますので、今貸し借りされる方々はほとんど利用権設定を活用されています。こちらは、貸される側が作ろうと思っていたけど急に無理になったとか、借りる人を急に別の人に変えることになったとか色々ありますので、農政課のほうでは随時受付をされています。ある程度集まったところで一旦取りまとめをしまして、農業委員会のほうに、このようにこういった形で利用権設定の申請が出ていますが何かご意見ないですか問題はないですかということで、意見の照会がきます。こちらで特に問題はないということで承認しますと、大体月末をもって、公告といった形で市がこれで契約をしますということを発表されます。この今回の分につきましては、P13にあるように、5月31日公告となっております。これは、市役所の前の掲示板に貼り出しまして、こういう形で農地の貸し借りをしますという公告をされます。田んぼが多いですから、大体年末や春先3～4月が多いですが、途中で申請される方もありますので、大体毎月くらい、何件かずつこういった形で申請があがってきておりまして、承認されれば、その後に公告されまして、そこから契約が始まるという形になっております。

P14に集計表がありますが、全体で賃貸借権が21件、65筆、78,656㎡、使用賃貸借権が18件、24筆、30,235㎡、合計39件、89筆、108,891㎡に利用権が設定され、5月31日に公告される予定です。

以上で、第16号議案の説明とさせていただきます。

議 長

内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見ございませんか。

各委員	～意見なし～
事務局	意見がないようですので、採決いたします。 第 16 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、ありがとうございました。全員挙手にて第 16 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。  ここで、追加議案として、「加東市農業委員会関係規則等の改正及び廃止について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～追加議案を朗読～
議 長	続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	議案としては、あらかじめお送りすべきところだったのですが、間に合わず本日追加議案としてお配りさせていただきまして、申し訳ございません。 この件につきましては、行政手続きにおける押印の見直しということで、昨年から新型コロナウイルス感染症への対応がきっかけとなりまして、国や県、加東市におきましても、各種申請の様式にある押印の見直しがされております。農地法関係の様式につきましては、既に国や県の方で見直しや改正がされておりますので、加東市農業委員会として決めている様式等につきましても、同じように押印欄を見直させていただこうというものです。 追加議案の P3 をご覧ください。第 17 号議案では、農業委員会総会会議規則と農地利用最適化推進委員選任に関する規則に関して、押印手続を見直します。総会会議規則では「議事録に署名押印する」とあるのを署名だけにします。委員の署名があれば、押印がなくても、ご本人に議事録を確認していただいたということが十分証明できますので、押印を省略いたします。また、推進委員選任規則では、応募や推薦の様式から押印欄を省略します。P7～P11 で色を付けているところが変更箇所です。 次に第 18 号議案は、要綱の改正です。P16～17 の様式をご覧ください。農業用施設のために 200 m <sup>2</sup> 未満の農地を転用する際の、申請者の押印欄を省略します。P18～19 は農地現況転換等届出書がありまして、田から畑へ転換する、それに伴って地上げをする、よくあるのが畔を取って 2～3 枚の田んぼを 1 枚にするとか、排水が悪いので暗渠を入れるといった、ご自身で土地改良の工事等を行われる場合に出していただく書類から、届出者の押印欄を省略します。

P20 の第 19 号議案は、農業委員会が定めている農地法施行細則について、内容は兵庫県が定めている規則や事務処理要領と重複しているため、廃止いたします。

押印の廃止につきましては、全ての様式で廃止されるわけではなく、押印が無くても本人の意思が確認できる手続きについて、手続きの簡略化や負担軽減の観点から進められております。なお、押印されたからといって、その書類が無効になるわけではなく、押印が無くても書類として有効であるという形にするものです。

以上、第 17 号から第 19 号議案のご説明といたします。よろしく願いいたします。

議 長 内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。

各委員 ～意見なし～

議 長 意見がないようですので、一括して採決いたします。

第 17 号議案から第 19 号議案「加東市農業委員会関係規則等の改正及び廃止について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員 ～全員挙手～

議 長 はい、全員挙手にて第 17 号から第 19 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして報告事項に入ります。報告第 4 号「市街化区域内の農地法第 4 条の届出について」事務局より朗読をお願いします。

事務局 ～報告第 4 号を朗読～

議 長 続きまして、内容説明をお願いします。

事務局 番号 1、資料 P40 に位置図をつけています。

市街化区域内の農地の転用につきましては、先ほどの 4 条 5 条の許可と違いまして、届出をすれば会長の専決処理ということで、農業委員会に諮ったり県知事に書類を進達したりしなくても受理書が出るという仕組みになっております。

申請地を、一般住宅及び駐車場にする届出を受理しました。既に建築済みということで、始末書がついております。

この届出については、専決処理によりまして、5 月 10 日付で受理通知書を交付済みでございます。

以上で、報告第 4 号の説明といたします。

議 長	<p>内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。</p> <p>続いて、報告第 5 号「市街化区域内の農地法第 5 条の届出について」事務局より朗読をお願いいたします。</p>
事務局	～報告第 5 号を朗読～
議 長	続きまして、内容の説明をお願いします。
事務局	<p>番号 1、資料 P41 に位置図をつけております。</p> <p>こちらにつきましても、同じく市街化区域内の農地でございますので、住宅用地にするという届出を受けまして、添付書類等、完備していただきましたので、専決処理により、5 月 1 0 日付で受理通知書を交付しました。</p> <p>以上で、報告第 5 号の説明といたします。</p>
議 長	<p>内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。</p> <p>続きまして、報告第 6 号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より朗読をお願いします。</p>
事務局	～報告第 6 号を朗読～
議 長	続きまして、内容の説明をお願いします。
事務局	<p>番号 1～3 は、双方合意により無条件で利用権を解約し、解約後は、さきほど第 10 号議案で許可いただいたとおり、農地を売却されます。</p> <p>番号 4 は、双方合意により無条件で利用権を解約し、解約後は、第 11 号議案で承認いただいたとおり一部を進入路に変更し、残りは自作されます。なお、貸出人名が「〇〇」となっていますが、現在は相続されて名義は「〇〇」に変わっております。</p> <p>番号 5 は、双方合意により無条件で利用権を解約し、解約後は借り人を変更される予定です。</p> <p>番号 6 は、双方合意により無条件で利用権を解約し、解約後は第 10 号議案で許可いただいたとおり、〇〇は貸しつけ、〇〇は売却されます。</p> <p>合意解約につきましては、農地を売買されたり転用されたりするときに、もし農地に利用権を設定されていて所有者以外の小作人がいらっしゃる場合は、まずそこと解約をしていただいて、それから申請していただくことになっております。でないと、耕作者が耕作しているのに、ある日突然、所有者がわたしになりましたとか、転用するので農地を埋めますと言われると、耕作されている方は大変困りますし、トラブルになりますので、そういった耕作をされている場合は、まず合意解約をしていただいて次のステップに移っていただくこととなります。利用権につ</p>

きましても、期間中は継続することになっていますが、途中で色々な事情があって解約される場合については、農地法の合意解約を使っていただくということで、解約が出てきております。

以上で、報告第6号のご説明といたします。

議 長

内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。

続いて、報告第7号「公共事業等による農地の転用について」事務局より朗読をお願いします。

事務局

～報告第7号を朗読～

議 長

続いて、内容の説明をお願いします。

事務局

資料P42に位置図、P43に計画図をつけております。

市が、道路や水路などの用地のため農地を転用する場合は、許可は不要ですが、農業委員会へ報告をいただくことになっております。このたび、加東市長から、〇〇に伴う市道付替えのため、〇〇内の農地を〇〇の用地として取得したとの届出がありました。

以上、報告第7号のご説明といたします。

議 長

内容の説明が終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。

以上で本日の議案は、全て終了いたしました。慎重に審議を賜り、ありがとうございます。次に「その他」に入ります。事務局からの提案があれば、説明をお願いします。

事務局

本日、追加議案等と合わせまして、いくつか資料を配付させていただいております。まず、農地貸付等希望申出書があるかと思えます。農業委員会に、田んぼの所有者さんから、農地の管理が難しいということで、貸したいであるとか売りたいというような希望があった場合に、こちらの用紙に書いて出していただいている分になります。裏面に位置図をつけさせていただいていますが、場所が〇〇になります。〇〇の北側になりますが、実際に行く道がないということで、そこに行くには貸付希望が出ている農地の東側に家がありまして、そちらを歩いていかないと田んぼのほうへ行けないということで、所有者の〇〇は、年に数回草刈り等はされているということですのですけれども、自分も高齢になって管理が難しくなってきたので、安くてもいいのでどなたか売却できるのであればしたいということで、市役所へ申出がありましたので情報の提供をさせていただいております。また、この分につきまして、農業委員さん推進委員さんのほうで、地区の方で、ここをもし買ってほしいというような方がいらっしゃるようであれば、事務局へ教えていただければ、ご本人さんにお話させていただいて手続きを進めていくことになると思

いますので、また、こういった案件がございましたら、その都度定例会で皆様に情報の提供をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、15日の土曜日にもお示しさせていただきましたが、令和3年度の開催日程の表をお配りさせていただいています。15日にお配りさせていただいた分には、委員さんのお名前等を入れさせていただいておりませんでしたけれども、議席番号等が15日に確定いたしましたので、お名前を入れさせていただいたもので今回お配りさせていただいております。こちらまたご覧いただきまして、次回6月22日が定例会の日になっていますので、よろしくお願いいたします。

次に、15日に農業委員会の慶弔に関する申合せというものを、皆さんにご承認いただいたと思いますが、その際に、積立金の集金のお話をさせていただいたかと思えます。農業委員さんにつきましては3年分ということで6万円をまた集金させていただきたいということで、6月7月8月の定例会の際に、2万円ずつ集金させていただければと思えますので、よろしくお願いいたします。

それから、15日に説明が漏れていた分で、農業委員会活動記録カードというものをお配りさせていただいていましたが、そちらの説明を簡単にさせていただきます。実際に何か地区の方からご相談を受けられたりであるとか、農地や耕作放棄地であるとか、パトロールされたりであるとか、活動をされたときに記入いただいて、定例会の際に、こちらにご提出をいただくようなものになっておりまして、こちら2枚複写になっておりまして、書いていただいたら2枚目の青い紙のほうを、定例会の際等に事務局へご提出いただければと思えますので、よろしくお願いいたします。

それから、ご報告ということで、農業委員さんにつきましては、委員さんになられましたら全国農業新聞が6月分から皆様のお家のほうに届くようになっております。費用のほうは公費で負担させていただく分になりますけれども、ご覧になっていただけたらと思えます。毎週末にお家のほうに届くようになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、先日写真を撮らせていただきましたけれども、机の上に農業委員証を置かせていただいております。住所や氏名、写真の方を確認していただければと思えます。また何かありましたら、事務局へ申しつけていただければと思えます。今後、会議であるとか、農地パトロール等の活動をされる場合には、委員証をつけていただけて活動していただければと思えます。

それから、机の上に農業委員手帳というものをお配りさせていただいております。基本的には普通の手帳と何ら変わりございませんので、スケジュール管理される際等にもし必要であれば使っていただければと思えます。後ろのほうのページには、農地法の関係であるとか、簡単に説明書き等ありますので、参考にしていただければと思えます。

最後に、農業委員会活動の活性化と農地利用の最適化というパンフレットを置かせていただいております。〇〇の農業委員会の取り組みという

ものがこちらに届きましたので、どんな活動をしているかですとか、ご自分が活動されるときに参考にしていただければということで、お配りさせていただいております。

事務局からは以上です。

議 長

説明が終わりました。何かご質問等はありませんか。

委 員

新聞の件ですけれども、もう引いている場合はどうなりますか。

事務局

またあとで事務局のほうで個別にお話させていただければと思います。

議 長

他に何かございませんか。

委 員

推進委員さんと顔合わせする機会について、農地パトロールなど一緒に活動することもあると思いますので、地区の区長さんとも合わせて顔合わせしようと思っておりますが、そういった機会はありますか。

会 長

初定例会で集まっていたかどうかと思っておりましたが、緊急事態宣言が出ている中で全員集まるというのは避けまして、収束次第、1回だけ皆さんと顔合わせをしてもらいたいと思っております。それと、推進委員さんと地区の農地パトロールや色々な面で相談してもらいたいと、農業委員さんから推進委員さんへ相談するのが一番いいかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委 員

明日、区長のところへ行ってご協力を要請しようと思っております。

会 長

地区でそうしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長

他に何かございませんか。

各委員

～質問なし～

議 長

長時間にわたり、慎重審議いただき、ありがとうございました。  
これもちまして、令和3年度第3回総会5月定例会を閉会いたします。

会議のてん末を期して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 國井 久明

---

議事録署名委員 内藤 秀幸

---

議事録署名委員 南 和夫

---